

# 田上町学校給食費多子世帯軽減助成制度について

## ■ 制度の趣旨

保護者の経済的負担を軽減するとともに、少子化対策並びに子育て支援を推進するため、町立学校並びに町内に住所を有し町外の小中学校、中等教育学校（前期に限る。）、特別支援学校小中学部及び義務教育学校に在籍する児童又は生徒を2人以上有する保護者に対し、2人目以降の**学校給食費※1**を助成するものです。

※1 **学校給食費**とは学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項の規定に基づき保護者が負担する学校給食に要する経費のことでパン・米飯・牛乳・おかず等の食材料費

## ■ 助成金の対象経費

保護者の納付済み給食費を上限とし、在籍児童等が2人目の子は半額助成、3人目以降の子は全額助成します。ただし、国または地方公共団体の制度で学校給食費の全部または一部の給付を受けている場合は、助成金からその給付額を除きます。

## ■ 申請手続

- 提出書類
1. 様式第1号 学校給食費多子世帯軽減助成金交付申請書
  2. 振込先口座（金融機関名、口座番号、名義人がわかるもの）の通帳写し  
※申請する世帯につき1枚提出ください。
- 提出先 対象児童等が在籍する学校
1. 町立学校及び町外の小中学校の両方に在籍している場合は町立学校
  2. 町立小中学校の両方に在籍している場合は小学校

注意：この助成制度は保護者の申請を受けて行いますので、該当する方であっても申請の無い場合は助成を受けられないのでご注意ください。

## ■ 交付のながれ

- 申請書の内容、給食費の納付状況等の審査結果に基づき、交付の可否を保護者に通知します。
- 交付時期は学期末毎に精算し、申請書に記入された口座へ振り込みます。
- 交付がすべて完了しましたら確定通知書を保護者に送付します。
- **助成対象となっても、給食費の未納がある場合は交付を停止します。**

ご不明な点は田上町教育委員会学校教育係（0256-57-6114）までお問い合わせください。